

SPECIAL REPORT

第42回酪農海外現地実務研修会の結果報告（3）

.....
 本会議は、2019年10月16日から26日の10日間、オランダ・フランスにおいて「第42回酪農海外現地実務研修会」を開催した。ここでは、本誌No.587（令和2年5月号）、No.589（同9月号）に続いて、研修先における特徴的な取り組みなどを紹介する。

1. CNIELについて

フランスに所在するCNIELは、1973年に設立された。酪農・乳業産業の利益となる活動を促進するための業界組織で、FNPL（生乳生産者連盟）、FNCL（農協系乳業者連盟）、FNIL（民間乳業者連盟）などで構成されている。

CNIELは、酪農・乳業界と政府の橋渡しの業務を担っており、「経済部」「広報部」「科学部」の3部門に分かれている。経済部では、統計などの情報収集・提供等を行い、広報部では、乳製品の販促や宣伝を行い、科学部では乳製品の栄養や衛生上の問題、環境問題など多様な分野の研究コーディネート等を行っている。

また構成団体の一つであるFNPLは、フランス各地の生乳生産者組織の全国組織である。「経済的な事項」、「技術的な事項」を担う2つの委員会が設置されている。また、「POに関する事項」、「経済に関する事項」、「環境に関する事項」、「老人の福祉に関する事項」、「食品衛生に関する事項」、「ヨーロッパ、国際的な政治に関する事項」、「フォードチェーンに関する事項」等多岐に渡るトピックを扱っている。

2. MP（ミルクパッケージ）について

EUが、同政策を打ち出す2012年以前、酪農家は相対で乳業メーカーと乳価交渉を行っていたが、メーカーの交渉力が強く、酪農家が不利な立場に置かれていた。2008年から2010年の食料危機による生産コスト上昇、金融危機による消費後退で乳価は下落し、酪農家の所得が大きく減少、酪農家に「しわ寄せ」が来ていた。このため、EUでは、以下の5点を重点としたMPを打ち出した。

(1) 書面での契約の義務化

以前は、口頭契約が基本であり、価格等をCNIELが決定していた。しかし、2008年頃、公正

取引委員会から、独占禁止法に抵触する恐れがあるとの指摘を受けた。

こうしたこともあり、2011年に生産者と乳業者の書面契約が義務付けられた。現在では書面契約を締結している生産者の割合は、約96%になっている。

契約期間は5年間。この期間内に生産者が規模（取引量）を拡大したい場合、他に廃業者がおり、乳業者の買入れ数量の減少が見込まれる場合などは、契約量を増加させることが出来る。年間の生産量が契約量を超えた場合、罰金などのペナルティが課される場合もある。

生乳の価格は、毎月変動するが、その価格を決める指標が契約の中に記載される。指標は、バターや牛乳など、市場で販売される製品の国際価格に基づき決められるが、具体的な決定方法は、企業、POによって異なる。その企業が、国内市場、国際市場に販売している場合、それぞれの市場に、こういった製品をどの程度販売して行けるかなどを見ながら決まって行く。また、フランスの場合、夏の生乳生産量が減少するため、その間の増産報奨金を設定している場合もある。また、乳価は、たんぱく質量、乳脂肪分量によっても変動し、体細胞数、細菌数に対する報奨金やペナルティ設定もある。

乳質の検査データは、インタープロフェッショナルで実施されている検査結果が全国一律に適用される。

2018年末、EGALIM、食糧法という法律が出来て、生産者と取引先の乳業者の関係性についての方針が決められた。生産者に支払う乳価の中に生産コストを考慮することを出来るだけ義務付けることとなった。販売する側にも、安売りし過ぎないように法律で決められた。背景は、安売りの最終的な「しわ寄せ」が生産者に来ることを、防止することにある。

契約書に記載する生産費の額は、生産者自身が決めるのではなく、インタープロフェッショナルで大体の指標値を決定・公表している。その指標は、平地の農業にかかる生産コスト、山間地の農地にかかる生産コスト、有機にかかる生産コストの3つの指標に分かれている。これは、各分類からサンプルを取り、それを総計している。法律上、生産コストを考慮しなければいけないと言っているが、乳価が生産コストを下回ってはいけないと言っていない。このため、交渉を後押しする効果はあるが、実体的には、交渉を繰り返している所が多い。

製品の小売価格は、食品の仕入れ価格+通常コスト×10%以上の水準に設定しなくてはならないとされている。最終的に生産者に対して正当な価格が支払われるよう、フードチェーンを保つためにそうしなければいけないと記載されている。

しかし、「1個購入したら、もう1個タダにする」という販売方法が起きた。これは法律で禁止されたが、現在は、1個買ったら2個目は50%引きにするということが起きている。これは法律違反とされていない。ただし、それ以上はやめてくださいということになっている。

安売りは、スーパーが安売りするのではなく、加工業者がディスカウントし、納入価格を低く設定し、50%オフでの販売が可能になっている実態があり、難しい側面がある。

(2) 生産者の組織化

クオータ制度廃止後、酪農家が適正な交渉を乳業メーカーと行う必要があるため、POが設立された。POがなければ、乳業者は、酪農家と個々に交渉し、契約をする必要があるが、POが出来て、交渉窓口が一定集約された。

独占禁止法の関係から、フランス国内の3.5%以上(805千万トン以上)の生乳量を出荷する団体は、POを設立してはならないとされている。

POの90%は、生乳の所有権を生産者に残したままで、交渉のみを行っている。フランス国内の生産量のうち、45%が民間の乳業者と取引されており、うち29%でPOによる交渉が行われている。今後は、生乳を生産者から買い取って販売するPOが増加する可能性がある。

民間の乳業者に販売している者で組織しているPOのみが法の枠組みに入っており、農協内に設

置されたPOは、フランスでは法律の対象外とされている。1社の乳業メーカーだけでなく、複数の乳業メーカーと契約を行うPOの設立も相次いでおり、乳価交渉力も強い。

実際の乳価水準は、農協系でも高い所、低い所あり、民間系でも同様なことが言え、一概に農協系が高いなどのことは言えない。

傾向として、AOP製品を製造している所の乳価は高く、世界的な市場を狙った商品である粉乳など。安価な製品を作っている所は低い傾向にある。

(3) 垂直型組織の構築

生産や加工・販売部門を同じ立場で話し合える場を構築する目的から、POの設立のみならず、生産から加工及び流通に至るまで一貫した組織の設立が目指された。特にフランスでは、ラクタリスやサベンシア、ダノン等の商系メーカー1社と乳価交渉を行うPOも多く、乳業メーカーの出荷組合(酪農協とは異なる)のような事例も出てきている。

(4) 市場の透明性について

EUでは、乳価に、生乳コストを反映することを義務付けたことを踏まえ、①価格等に関する統計②市場の今後の展望③価格や生産等に関する過去の統計等、をHPで公開し、契約書面内に誰でも落とし込められる環境を構築した。

(5) AOPに関する取扱い

AOPのチーズに関しては、その生乳生産量を出来るだけ持続可能な数量にコントロールするとともに、品質を保つことを重視している。

3. その他

POに加盟せず、個人で取引している者がフランス国内に約16%いるが、CNIELでは、それらの者の特徴として、以下2点を上げている。

(1) 元々、個人主義で、集団で事を行うことに躊躇いがある。

(2) POに加入することで、会費を支払うことを嫌がる傾向がある。

CNIEL (FNPL) としては、これらの者をPOに加入させ、生産者一括で乳業メーカーと交渉し、安定的な取引を続けて欲しいとのことであった。

(完)